

福岡市公報

平成25年 2 月 7 日 第5992号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次

監査委員

ページ

○監査公表（監査公表第 4 号） 1

監査委員

25監査公表第 4 号

平成24年11月22日付けで提出を受けた住民監査請求について，地方自治法第242条第 4 項の規定により監査を行ったので，同項の規定により，その結果を次のとおり公表する。

平成25年 2 月 7 日

福岡市監査委員	南 原 茂
同	栃 木 義 博
同	石 井 幸 充
同	伯 川 志 郎

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

橋野 栄造 氏

(2) 請求書の提出日

平成24年11月22日

(3) 請求の要旨

（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載）

福岡市長（職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

福岡市は次のような違法又は不当な行為を行っています。

「古物取引法違反」

中古自転車の取引には古物取引法による許可証が必要です。

これは何回も自転車対策所管課より指導されてきましたが、どうやら、福岡県自転車軽自動車商協同組合が許可をとっているかどうかの確認を怠ってやっていたようです。【中央警察署生活安全課】より行政指導を受けています。

「おかしい競売契約の件」

福岡県自転車軽自動車商協同組合

との契約

この契約は26年競争相手なし・金額一緒・競売といえるでしょうか？

この上に今年の払い下げの条件をベースに来年の入札の条件を作成するみたいです。

全国の政令都市の払い下げ条件と格段の差があり。誰も参入できないのです。放置自転車も市民の大きな財産です。

格段に安く福岡市は財政が豊かなのかと勘違いします。例えば埼玉1,600円。福岡は1,000円です。全国比較して下さい。

馴れ合いか、癒着ではないかと疑うぐらいです。

一事が万事その都度独断と偏見で条例もなし・議会の承認もなし。

自転車対策所管課の一存です。市政の混乱の極みです。助けて下さい。市民は困っています。

「競売契約ミスの件」

福岡県自転車軽自動車商協同組合

との契約

今年の放置自転車競売・契約の中に自転車安全整備店の登録なしの店がありました。それを見過ごしあるいは怠慢にて契約を行っています。契約無効の可能性あります。

又市内全般に販売できる業者である事と規定がありますが、早良区には販売店はありません。

今調査中ですが、競売で払い下げとうたいながら競争相手なし。

値段は馴れ合い。高いハードルで第三者を排除しています。

「良品¥1,000円の品を¥210円で払い下げの件」

今度の件で東区は¥1,000で払い下げなければならない品を邪魔になるとの理由で¥210円で払い下げています。【東区役所係長】

平成24年11月20日発言

今後も多発すると思われます。理由は聴取にて説明致します。

「契約解除・及び新しい公募・契約方式導入の処置の請求」

責任の追及は1年かもわかりませんが、行為自体26年という長い間のことであり、私が気づかなければ今後いつまで続いたかわかりません。

法違反・行政指導があったにもかかわらず、また以前の

福岡県自転車軽自動車商協同組合

との契約

を続行しようとしています。

直ちに市長（職員）は契約を解除し新しい公募・契約を行うべきだと思います。

今でも正当な競売を行えば福岡市財政の足しになると思います。宜しくお願い致します。

2 請求者

氏名 橋野 栄造

地方自治法第242条の規定により、必要な処置をお願い致します。

福岡市監査委員様

平成24年11月22日

(4) 事実証明書

事実証明書として次の書類が添えられていました。

- ① 平成24年 4 月 1 日～平成25年 3 月31日の「自転車譲渡契約書」の写し
- ② 平成24年 4 月 1 日～平成24年 9 月30日の「放置自転車対策に係る自転車の有償引渡契約書」の写し
- ③ 「保管自転車の売却に伴う自転車譲渡契約の締結について（平成24年 4 月 1 日 道路管理課長決裁）」の写し
- ④ 「放置自転車対策に係る自転車の有償引渡契約の締結について（平成24年 3 月 13日 道路管理課長決裁）」の写し

2 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成24年12月 7 日に、請求人橋野栄造氏から陳述を受けるとともに、以下の書類の提出を受けました。

- ① 請求人の名刺（2種類）の写し
- ② 平成24年7月25日付け「福岡市市長 高島 宗一郎 様」あての「放置自転車の処分に関する要望書」
- ③ 平成24年12月7日付け「行政監査委員様へ」と題する文書

第2 要件審査

1 請求の対象となる事項について

住民監査請求において監査を求めることができるのは、地方自治法第242条第1項により、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認められるとき（以下「財務会計上の行為」といいます。）、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」といいます。）があると認められるときです。

本件請求の場合は、住民監査請求書（「福岡市職員措置請求書」をいう。以下同じ。）において、

「（契約の相手方が）古物取引法（正しくは「古物営業法」）による許可をとっているかどうか福岡市が確認を怠ってやっていた」ことについて「古物取引法違反」と述べるとともに、「今年の契約の中に自転車安全整備店の登録なしの店」があり「それを見過ごしあるいは怠慢にて契約を行っている」、「（契約要件として）市内全般に販売できる業者であること」との規定を設けているが「早良区には販売店はありません」、「26年競争相手なし・金額一緒」の契約をしており「全国の政令都市の払い下げの条件と格段の差があり、誰も参入できない」と述べています。

これらは、違法又は不当な「契約の締結若しくは履行」にあたると認められます。

また、「（自転車保管所のスペースを確保するため）東区は1,000円で払い下げねばならない品（良品）を邪魔になるとの理由で（鉄くずとして）210円で払い下げ」ているとも述べていることから、違法又は不当な「財産の処分」についても請求の対象としているものと認められます。

2 求めることができる必要な措置について

住民監査請求において求めることができる必要な措置については、地方自治法第242条第1項により、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるとされています。

本件請求においては、住民監査請求書に、「（福岡市は）法違反・行政指導があったにもかかわらず、以前の組合との契約を続行しようとしており、福岡市長（職員）は直ちに契約を解除し新しい公募・契約を行うべき」との記載があることから、「当該行為を防止するために必要な措置」、「当該行為を是正するために必要な措置」及

び「当該怠る事実を改めるために必要な措置」を求めていると判断されます。

3 請求期間の要件について

住民監査請求において監査請求の対象とされる期間については、地方自治法第242条第2項により「財務会計上の行為」を対象とする場合は、原則として、当該財務会計上の行為のあった日又は終わった日から、1年を経過すると住民監査請求を行うことができません。

本件請求は、「財務会計上の行為」にあたる平成24年度の「契約の締結若しくは履行」及び「財産の処分」を請求対象としており、当該行為があった日から1年以内に住民監査請求がなされていることから、請求の期間制限に問題は生じません。

4 損害発生の可能性について

住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為などがあっても福岡市に財産的な損害がない場合は行うことができないとされています。

本件請求においては、請求書に「（他の政令市の金額と比べ、福岡市の契約金額が）格段に安く」「今からでも正当な競売を行えば福岡市財政の足しになる」との記載があり、請求人が主張するように、福岡市の契約に違法性・不当性が認められれば、損害発生の可能性があると判断できます。

また、請求書には「東区は1,000円で払い下げなければならない品を邪魔になるとの理由で210円で払い下げ」ているとの記載があり、請求人が主張するような事実が認められれば、同様に損害の可能性があると認められます。

5 その他の要件について

請求人は福岡市民であること、福岡市の執行機関等が指定されていることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第242条第1項に規定されている要件等は、満たされています。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求において監査を求められた事項について、要件審査の結果、次の事項を監査対象とします。

- (1) 古物営業法違反の事実
- (2) 現在の自転車譲渡契約の条件・価格設定の妥当性
- (3) 東区にて、本来「1,000円で払い下げねばならない品を邪魔になるとの理由で210円で払い下げ」していることの事実の有無

2 事情聴取

(1) 関係職員の陳述

平成24年12月7日に、道路下水道局管理部職員から陳述を聴取しました。

(2) 関係職員聴取

- ① 平成24年12月10日、福岡市道路下水道局管理部道路管理課職員から、本件契約における事務手続き及び契約方法・契約金額の設定等について、事情を聴取しま

した。

- ② 平成24年12月10日及び11日，福岡市中央区「那の津保管所」，福岡市東区「香椎浜保管所」及び「貝塚保管所」にて，各区役所自転車対策担当課職員から，保管所の現況等について，事情を聴取しました。
- (3) 福岡県自転車軽自動車商協同組合関係者等からの聴取
 - ① 平成24年12月11日，福岡市東区のリサイクル自転車販売店にて，自転車販売に係る現況等について，事情を聴取しました。
 - ② 平成24年12月12日，福岡市中央区の福岡県自転車軽自動車商協同組合会館，及び同組合福岡ブロック会代表の自転車販売店にて，同組合関係者から，古物商許可に関すること等について，事情を聴取しました。
 - ③ 平成24年12月13日，糟屋郡篠栗町のA有限会社関係者から，自転車のスクラップ等としての売却について，事情を聴取しました。
- (4) 福岡県中央警察署からの聴取

平成24年12月13日，福岡市中央区の福岡県中央警察署生活安全課職員から，古物営業法違反に係る行政指導について，事情を聴取しました。

第 4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項に関する事実関係については，関係職員等及び福岡県自転車軽自動車商協同組合（以下「組合」といいます。）関係者等からの事情聴取に基づき，次のとおり確認しました。

(1) 福岡市の放置自転車対策（撤去等処理）の経緯

福岡市では，昭和55年11月の自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）の制定を受け，昭和60年 4 月に福岡市自転車の放置防止に関する条例（昭和60年 4 月 1 日福岡市条例第28号。以下「条例」といいます。），同年 9 月に福岡市自転車の放置防止に関する条例施行規則（昭和60年 9 月 5 日福岡市規則第92号。以下「規則」といいます。）を制定し，自転車の適正利用の指導啓発及び自転車駐車場の整備に努め自転車放置の防止を図ってきています。

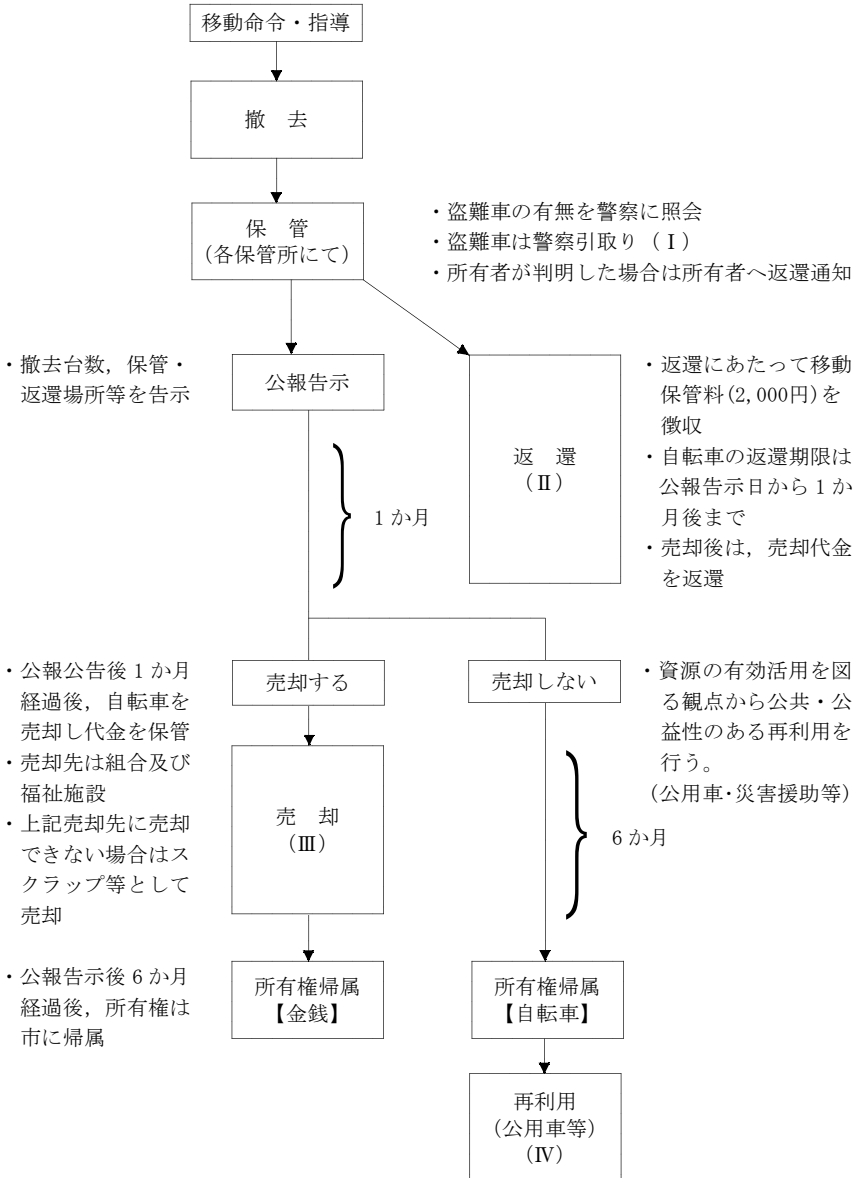
その後，平成 5 年12月に自転車法の改正により，撤去した放置自転車の売却・廃棄等に関する規定が新設されたことを受け，福岡市も条例及び規則を改正し売却・廃棄等処分に関する規定を追加しています。

これにより，市は撤去した放置自転車のうち，撤去等に係る事実を公報に告示した後，1 か月経過しても引き取りがなされなかった自転車の売却・廃棄等処分が可能となり，平成 7 年度から放置自転車の売却を行っています。

(2) 放置自転車の処理の流れ

福岡市では，撤去した放置自転車を自転車保管所で保管し，返還，売却，再利用等の処理を行っています。放置自転車の処理の流れは，次のとおりとなっています。

放置自転車の処理の流れ



(3) 撤去した放置自転車の処理状況

撤去した放置自転車の処理状況について、平成23年度においては、年間の撤去台数34,269台のうち、所有者に返還した台数は42.2%の14,455台で、残り57.8%の19,814台のうち、リサイクルのため売却したものが3,679台、スクラップ等として売却したものが15,267台、盗難車として警察に引き渡したものが735台、公用車等として再利用したものが133台でした。

平成21年度から平成23年度の実績は、次のとおりです。

撤去した放置自転車の処理状況（平成21年度～平成23年度）

区 分		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
撤 去		44,686台	100%	39,076台	100%	34,269台	100%
I	盗難車（警察引渡）	455台	1.0%	803台	2.1%	735台	2.1%
II	所有者へ返還	20,068台	44.9%	17,111台	43.8%	14,455台	42.2%
III	i 組 合	4,897台	11.0%	3,861台	9.9%	3,221台	9.4%
	ii 福 祉 施 設	391台	0.9%	505台	1.3%	458台	1.3%
	小 計	5,288台	11.8%	4,366台	11.2%	3,679台	10.7%
	iii スクラップ等	18,761台	42.0%	16,596台	42.5%	15,267台	44.6%
	計	24,049台	53.8%	20,962台	53.6%	18,946台	55.3%
IV	再利用（公用車等）	114台	0.3%	200台	0.5%	133台	0.4%

（注1）表中の比率は小数点第2位を四捨五入しています。

したがって、内訳の合計と総数が一致しない部分があります。

（注2）上記Ⅰ～Ⅳは前ページの「放置自転車の処理の流れ」中のⅠ～Ⅳに対応するものです。

(4) 放置自転車の売却について

① 組合に対する売却（表中のⅢ－i）

福岡市は、自転車保管所の効率的な利用及び資源の有効活用の観点から、平成7年度より、各保管所に保管する自転車ด้วย所有者等による引取りがなされず再利用可能なものを1台1,000円で、組合と特命随意契約を締結しています。

なお、組合は、中小企業組合法に基づき設立された団体であり、その下部組織として、福岡、北九州、筑豊、筑後の4ブロック会が設置されています。福岡ブロック会は、平成24年12月1日現在、福岡都市圏の10支部、73販売店で構成されており、そのうち、再利用自転車を扱う販売店は27店（福岡市内は18店）となっています。

② 福岡市社会福祉施設に対する売却（表中のⅢ－ii）

福岡市においては、昭和60年の条例の施行時から、所有者等による引取りがなされなかった自転車で再利用可能なものについて、障がい者等の就業機会の確保

と職業訓練を行うことによる福祉の向上を図るため、福岡市の社会福祉施設に 1 台あたり100円（当初は無償であり平成18年度から100円）で売却しています。

③ スクラップ等としての売却について（表中のⅢ－iii）

福岡市においては、平成18年度から、所有者等による引取りがなされず、かつ、上記①及び②の売却の対象とならない保管自転車について、資源の有効利用の促進を図る観点から、半年ごとに公募による競争入札を行い、スクラップ等としての売却処分を行っています。

平成24年度は、上半期、下半期とも 1 社の応募のみであり、落札者・1 台あたりの売却価格はともに A 有限会社で210円となっています。

(5) 公用車等としての再利用について（表中のⅣ）

福岡市では、資源の有効活用を図る観点から、公共性・公益性のある再利用を行っており、東日本大震災の際には、災害援助等の人道的立場から、被災地である福島県と宮城県に各70台の自転車を提供しています。

2 請求人及び関係職員の説明等

次に請求人及び関係職員の説明等を整理します。

(1) 契約締結方法について

① 請求人の主張

請求人は、「福岡市は組合に対し、26年間無競争で 1 台1,000円という定額で放置自転車を払い下げているが、全国政令都市の払い下げ条件と格段の差があり、誰も参入できないものとなっている。しかも、1,000円という価格は全国比較しても格段に安い。例えばさいたま市は1,600円である。」と主張しています。

② 関係職員の説明等

ア 福岡市は、これまで、平成 7 年度から平成24年度まで組合と18年間継続して契約してきており、この間、1 台1,000円という定額で特命随意契約を行ってきています。

イ 福岡市では、自転車の売却先の選定にあたり、自転車法による自転車の防犯登録手続きが必要であること、自転車のリサイクルにあたり安全性を十分確保するため専門の技術を有する整備士による点検・整備を要すること、また、市民に対し広く安定した自転車譲渡を行うことが必要なことから、

- 自転車安全整備士による点検・整備及び T S マーク（傷害・賠償責任保険）の添付が可能であること
- 整備・点検後、自転車販売時に購入者への防犯登録の勧奨、登録手続を確実に実行することが可能であること
- 古物営業法に基づく許可を受けていること
- 福岡市からの売却依頼に対し、随時、迅速な対応が可能なこと

○ 市内の広い範囲でリサイクル自転車の販売が可能であることを条件としています。

そして、古物営業法の許可店や自転車防犯登録取扱店、自転車安全整備店などの販売店を有し、自転車の防犯登録及び再生技術に精通するとともに、福岡市からの売却依頼に対し、随時、迅速な対応が可能であり、市内の広い範囲での再利用自転車の販売が可能であるなど、組合が、福岡市が求める条件を満たす体制を備えた唯一の団体であるとして、地方自治法施行令第167条の 2 第 1 項第 2 号（「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」）の規定に基づき、特命随意契約を行っています。

ウ 他の政令市の状況（平成23年度）は、直近の聞き取り調査によれば、契約方法（売却実績がなかった仙台市及び堺市を除く16市）については、競争入札 6 市、随意契約 3 市、特命随意契約 3 市、せり売り 2 市、無償譲渡協定等 2 市となっています。

また、売却単価（売却実績に基づく平均単価を含む）については、売却単価が判明している14市の平均値は1,156円となっています。

各政令市の契約方法、売却単価は次のとおりです。

放置自転車売却価格（平成23年度）政令市比較表

※平成24年12月～平成25年 1 月聞き取り

都市名	売却価格(円)	契約方法	相手方
札幌 ①	861	随意契約	
仙台	—	—	(震災のため平成23年度の売却実績なし)
新潟 ②	0	特命随意契約	新潟県自転車軽自動車商協同組合
さいたま ③	1,353	随意契約	
千葉 ④	1,522	指名競争入札	
川崎	1,500程度	競売	神奈川県自転車商協同組合
横浜 ⑤	890	指名競争入札	
相模原 ⑥	899	指名競争入札	
静岡 ⑦	2,322	せり売り(1台毎)	
浜松 ⑧	0	無償譲渡(協定)	静岡県西遠自転車商業協同組合
名古屋 ⑨	1,500	特命随意契約	名古屋市リサイクル自転車登録店連絡協議会
京都 ⑩	2,064	一般競争入札	
大阪 ⑪	869	一般競争入札	

堺	—	—	(リサイクルとしての売却はしていない。スクラップとしての売却のみ)
神戸	1,024	一般競争入札	(左記は原動付自転車を含めた平均売却価格)
岡山 ⑫	451	特命随意契約	岡山県自転車軽自動車商協同組合
広島 ⑬	2,451	せり売り(1台毎)	
北九州 ⑭	1,000	随意契約	
福岡	1,000	特命随意契約	福岡県自転車軽自動車商協同組合
平均 ①～⑭	1,156		

(注) 各都市の売却(市内向けに限る)価格は、単価契約に基づく1台あたりの単価、又は売却実績に基づく1台あたりの平均単価です。

エ また、福岡市は、組合に対し、市民が安全で安心なりサイクル自転車を購入できるよう、店舗での販売価格を概ね10,000円以下とするよう指導しており、各販売店においては、概ね5,000円～7,000円の価格で店頭販売しているとしています(一部の販売店について、今回の実地調査により価格を確認しました)。また、この販売価格には整備・修繕代(部品交換代を含む)、T Sマーク貼付代(整備店により異なるものの一般的に1,000円～2,000円程度とされています)、防犯登録料(500円)が含まれていることを考慮すれば、売却単価1,000円は妥当性の高いものであるとの説明が関係職員からなされています。

オ また、各区の自転車保管所からの組合加入の販売店への自転車の引き渡しについては、売却業務の効率性から、各保管所から連絡を受けた販売店が、現地で再利用可能な自転車を選別し搬出するという簡素な手続方法を採用しています。これにより売却手続に係るコストを極力抑えているとのことであり、仮に競争入札方式を採用した場合は、売却手続の煩雑化による人的コストの上昇が懸念され、売却収入が増加したとしても、売却手続に係るコストも増加することから、福岡市にもたらす利益という観点からは、競争入札方式が必ずしも有効な手段とはならないとの説明が関係職員からなされています。

(2) 古物営業法違反について

① 請求人の主張

請求人は「中古自転車を譲り受け販売するためには、古物営業法に規定する県公安委員会(窓口は警察署)からの古物商の許可が必要であるところ、福岡市は契約相手方の古物商許可の有無の確認を怠り、古物商の許可を得ていない組合と、放置自転車に係る平成24年度自転車譲渡契約を締結している。福岡市は、福岡県中央警察署から、組合とともに行政指導を受け、現在、組合との取引を停止しているが、微罪ということで、ほかに何のペナルティも課さず、今後、組合が

古物商の許可を取得すれば、今年度の契約期間が残り少ないこともあり、引き続き組合との契約を続行しようとしている。明らかな法律違反を犯しているのにもかかわらず、このような市の対応は不当である。」と主張しています。

② 関係職員の説明等

ア 古物営業法上、中古自転車を売買するには古物商の許可が必要であり、組合に加入している各販売店は当該許可を有していたこと、そして、福岡県中央警察署の見解によれば、福岡市が各販売店でなく組合を相手方として自転車譲渡契約を締結する場合は、（各販売店だけでなく）譲受人である組合自体が当該許可を有していなければならないところ、組合は、平成7年度当時から古物商の許可を有していませんでした。このため、同署から「古物商の許可を得ていない組合が契約の相手方となっていることは、契約の形式としては適切ではない。」との口頭による行政指導を平成24年10月24日に福岡市及び組合がそれぞれ受け、同日、福岡市が組合に対し、譲渡一時停止の指示を行い、さらに、11月7日、「平成24年11月7日から組合が古物商の許可を受け、これを証明する書類を福岡市に提出するまでの間」の自転車譲渡差し止めの通知を行っていることが確認されました。

なお、これまで、福岡市及び組合は、自転車を実際に販売するのは各販売店であり、組合ではないため、販売店が古物商の許可を有していれば、組合自体は不要であると認識していたとのことでした。

イ 福岡市は、組合が古物商の許可を有していなかったことは、福岡市と組合との平成24年度自転車譲渡契約書第13条第1項第1号の「この契約条項（第16条の関係法令遵守義務）に違反したとき」にあたるとして、同契約書第13条第1項本文に基づき、「自転車の譲渡の差し止め」を行っていますが、この場合、第13条第1項本文によれば、譲渡の差し止めのほか、「催告をしないでこの契約を解除することができる」こととなっています。

福岡市が、契約の解除ではなく、譲渡の差し止めの措置を選択した理由については、「契約の相手方である組合が、古物商の許可を取得していなかったことは確かに適切ではないが、実際に市民に自転車を販売するのは各販売店であり、組合自体が許可を有していなくても販売店が有している以上、市民に直接不利益を与えるおそれはないこと、今後、組合は特段の支障なく申請の上、古物商の許可を得ることが可能なこと、などを考慮し、今回の瑕疵は契約を解除しなければならないほどの重大な瑕疵とはいえないと判断し、譲渡の差し止めにした」との説明が関係職員からなされています。

ウ なお、組合は、住民監査請求後の平成24年12月7日に福岡県公安委員会から、古物商の許可を得ており、同年12月19日、組合からの許可取得の報告を受け、福岡市は譲渡の差し止め措置を解除しています。

(3) 自転車安全整備店の登録等について

① 請求人の主張

ア 請求人は、「平成24年度の福岡市と組合の自転車譲渡契約について、福岡市は契約の相手方の要件として自転車安全整備店の登録をあげているにもかかわらず、組合加入の販売店の中に自転車安全整備店の登録がなされていないものがあつた。福岡市は、それを見過ごし、あるいは、確認を怠り契約を行っているが、契約無効の可能性がある。」と主張しています。

イ また、請求人は、「福岡市は契約の相手方の要件として市内全般で販売できる業者であることと規定しているにもかかわらず、早良区には組合加入の販売店がない。」と主張しています。

② 関係職員の説明等

ア 福岡市が締結する譲渡契約の相手方については、福岡市と組合との平成24年度自転車譲渡契約書第11条において、「再整備した自転車を販売する場合、防犯登録を行い、自転車安全整備店で整備したことを明示するため、「T Sマーク」を貼付するものとする。」との規定があり、自転車を販売する前提として、(公財)日本交通管理技術協会への自転車安全整備店の登録が求められています。

組合は、同契約書第4条に基づき、福岡市に対し、「年度当初に、譲渡を受けた再利用自転車を再整備し、販売する販売店を申し出なくてはならない。」こととなっており、これに基づき、福岡市において再利用自転車取扱店の認可・登録がなされていますが、平成24年度に認可・登録した販売店のうち1店舗について、自転車安全整備店の登録がなされていないことが判明し、平成24年10月18日に確認した(公財)日本交通管理技術協会の見解に基づき、同日、組合に対し、当該販売店について、再利用自転車取扱店の一時停止を行い、さらに、このことは、同契約書第13条第1項第1号の「この契約条項(第11条のT Sマーク貼付義務)に違反したとき」にあたるとして、同契約書第13条第1項本文に基づき、11月15日に、当該販売店について「再利用自転車取扱店の登録を抹消」しています。

自転車安全整備店の登録にあたっては、自転車安全整備士の資格が必要であり、当該販売店は、自転車安全整備士の資格は有していたものの、3年に1度の自転車安全整備店の登録更新手続きを失念していたため、登録がなされなくなったということであり、組合としても、当該販売店は平成20年度まで自転車安全整備店に登録されていたため、平成21年度以降も登録は当然更新されていると考えていたとのことです。

このことについて、関係職員からは、契約に一部瑕疵はあつたものの、福岡市としては、瑕疵判明後は契約に基づき適正に処理しており、契約全体が無効

になるものではないとの説明がなされています。

イ また、早良区には組合加入の販売店はありませんが、関係職員からは、福岡市は、特命随意契約の契約相手方として、「市内の広い範囲」で再利用自転車の販売が可能であることとの要件を設定しているものの、市内全区で販売できる必要があるとはしていないこと、組合は、福岡市において、早良区を除く6区18店舗（アの登録抹消された店舗を除く）で自転車の販売を行っていることから、契約に問題はないとの説明がなされています。

(4) スクラップ等の売却処分について

① 請求人の主張

請求人は、「中央警察署からの行政指導を受け、現在、福岡市は組合との取引を一時停止しているが、そのことに伴い各区の自転車保管所が満杯に近づいている。特に東区は、保管所のスペースを確保するため、本来1,000円で払い下げなければならない再利用可能な自転車を鉄くずとして210円で入札業者に払い下げている。」と主張しています。

② 関係職員の説明等

関係職員からは、「福岡市が組合に対し譲渡一時停止の指示を行った平成24年10月24日以降、保管所における再利用可能な自転車の取扱いに関する検討に時間を要したことから、10月24日から11月19日迄の期間において、全市で約1,000台を1台210円で払い下げをした。このうち、再利用可能な自転車がどの程度含まれているかは不明である。」との説明がなされています。このことについて、当該自転車の払下げを受けたA有限会社に確認したところ、事実であることが認められました。なお、11月20日以降については、自転車保管所に搬入された自転車のうち、再利用可能な自転車については、再利用できない自転車と区分し、保管していることを現地調査等で確認しています。

(5) 無償譲渡について

① 請求人の主張

請求人は、「福岡市は、福岡市内の社会福祉法人が運営しているつくし学園には自転車を無償で譲渡しているにも関わらず、請求人が自転車を供給している粕屋町の社会福祉法人が運営している施設には何の協力もしない。施設は市外にあるが、施設に通っている人のうち20人は福岡市民であり、不当な扱いである。」また、請求人は「福岡市は、市外の施設には自転車を提供しないといいながら、東北大震災で70台の自転車を被災地に無償で供出しており、取扱いが一貫していない。」と主張しています。

② 関係職員の説明等

福岡市においては、昭和60年の条例施行時から、条例及び条例に基づく市の処分方針に基づき、毎年、障がい者等の就業機会の確保と職業訓練を行うことによ

り、障がい者等の福祉の向上を図るため、福岡市内の社会福祉施設（つくし学園等障がい者施設）を対象として、再利用可能な自転車を 1 台あたり100円（当初は無償であり平成18年度から100円）で売却していることを確認しています。

また、東日本大震災の被災地に対しては、条例（規則を含む。）及び条例に基づく市の処分方針に基づき、災害援助等人道的立場から、平成23年 3 月に宮城県石巻市へ70台、同年10月に福島県教育委員会へ70台、市に所有権が帰属したりサイクル自転車を提供していることを確認しています。

3 監査委員の判断

福岡市における放置自転車の撤去、保管、返還、売却等の処理については、自転車法に基づき、条例に関係規定を設けており、当該規定の趣旨を踏まえて、施行に必要な事項を規則で定め、運用を行っています。

以下では、福岡市と組合が締結した平成24年度の自転車譲渡契約について、本件請求において請求人が主張するように、当該契約が「競争相手なし、全国の政令市の払下げの条件と格段の差があり、誰も参入できない、払下げ価格は格段に安い、その都度の独断と偏見で条例もなし・議会の承認もなし・所管課の一存である」こと、並びに、組合が古物商の許可を取得していなかったこと及び組合の中に自転車安全整備店の登録がなされていない販売店があったこと等が、「違法又は不当な契約の締結若しくは履行」にあたるかどうか、福岡市が、組合に対する自転車の譲渡一時停止・譲渡差し止め期間中に、再利用可能な自転車を再利用不能なものとして別業者に払い下げた行為等が、「違法又は不当な財産の処分」にあたるかどうか、また、そのことによって福岡市に損害が生じているか、請求人から求められた措置を行う必要があるかについて判断します。

(1) 福岡市の違法又は不当な財務会計上の行為について

① 「違法又は不当な契約の締結若しくは履行」について

ア 契約締結方法について

契約締結方法については、一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売りがあります（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項）。このうち、一般競争入札によることが原則であり、例外的に随意契約を締結できることとなっています（同法第234条第2項）。

本件請求において、福岡市は、組合との自転車譲渡契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しない」ものとして特命随意契約を締結していますが、この「その性質又は目的が競争入札に適しない」という要件の意義や、その判断基準について、昭和62年 3 月20日最高裁判決は、「同項一号（現行令同項二号）に掲げる『その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき』とは、原判決の判示するとおり、不動産の買入れ又は借入れに関する契約のよう

に当該契約の目的物の性質から契約の相手方がおのずから特定の者に限定されてしまう場合や契約の締結を秘密にすることが当該契約の目的を達成する上で必要とされる場合など当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は著しく困難というべき場合がこれに該当することは疑いが無いが、必ずしもこのような場合に限定されるものではなく、競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選別しその者との間で契約を締結するという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。そして、右のような場合に該当するか否かは、契約の公正及び価格の有利性を図ることを目的として普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている前記法及び令の趣旨を勘案し、個々具体的な契約ごとに、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を考慮して当該普通地方公共団体の契約担当者の合理的な裁量判断により決定されるべきものと解するのが相当である。」と判示しています。

本件請求においては、福岡市は、円滑な資源の再利用化、自転車の安全性確保、市民サービス向上及び売却事務の効率化等の観点から、契約相手方選定に係る諸条件を設定し、それらの条件を満たすのは、信用、技術、経験等を有する組合のみであるとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき特命随意契約を締結しており、その判断は不合理であるとまではいえず裁量権の逸脱・乱用があるとは認められません。

また、譲渡価格についても、他の政令市と比較して特段に安価であるとはいえず、それらを考慮すると、「契約の締結若しくは履行」が違法又は不当とはいえません。

イ 古物営業法違反について

組合が古物商の許可を取得していなかったことについては、契約の主体である組合としての古物商の許可の必要性について、福岡市の認識不足の指摘は免れるものではないものの、実際の自転車販売は、古物商の許可を有している販売店が行っていることから、そのことで市民に直接不利益を与えるおそれはないこと、及び、福岡県中央警察署からの行政指導後は、福岡市及び組合ともに、契約に基づき、迅速かつ適正な対応をとり、現在は、許可を取得し瑕疵

が治癒されていることなどを考慮すると、このことが自転車譲渡契約の効力に影響を与えるとまではいえず、「契約の締結若しくは履行」が違法又は不当とはいえません。

ウ 自転車安全整備店の登録について

組合の中に自転車安全整備店の登録がなされていない販売店があったことについては、福岡市及び組合に、当該販売店の自転車安全整備店登録の有無の確認に関し過失が認められますが、組合の中の一販売店に係る瑕疵であること、及び、瑕疵判明後は、福岡市及び組合ともに、契約に基づき、迅速かつ適正な対応をとっていることなどを考慮すると、自転車譲渡契約の効力に影響を与えるとまではいえず、「契約の締結若しくは履行」が違法又は不当とはいえません。

エ その他

早良区に組合加入の販売店がないことについては、自転車譲渡契約の契約相手方の条件として、市内の広い範囲で販売が可能であればよいこととなっており、市内全区で販売できることまでも要求されているものではないと認められることから何ら問題はありません。

また、障がい者福祉等の観点から行われている社会福祉施設への低価格での自転車譲渡契約に関し、譲渡先の施設を福岡市内に限っていることについては、条例等に基づく福岡市の政策判断によるものであり、「契約の締結若しくは履行」が違法又は不当とはいえません。

② 「違法又は不当な財産の処分」について

ア スクラップ等の売却処分について

福岡市は、10月24日から11月19日迄の期間において、再利用可能な自転車が含まれている可能性があったにもかかわらず、全市で約1,000台を再利用不能なものとみなし、1台210円で払い下げっていますが、資源の有効活用という観点からは、適切な取り扱いではなかったと認められます。しかしながら、急な自転車の譲渡停止・譲渡差し止め措置であり、日々、撤去された放置自転車が自転車保管所に増加していく中で、保管所における再利用可能な自転車の取り扱いに関する検討に時間を要したことを考慮すると、緊急避難的措置であったと認められ、当該「財産の処分」が、違法又は不当とまではいえません。

イ その他

災害援助等人道的立場からの東日本大震災の被災地への自転車無償譲渡については、条例等に基づく福岡市の政策判断によるものであり、「財産の処分」が違法又は不当とはいえません。

(2) 上記(1)の結果を踏まえ、福岡市に損害が発生しているか。

上記(1)で述べたとおり、本件請求の対象となっている事項について、「違法又は

不当な契約の締結若しくは履行」及び「違法又は不当な財産の処分」は認められませんでしたので、福岡市に上記を理由とする損害が発生しているとはいえません。

- (3) 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

本件請求の対象となっている事項について、「違法又は不当な契約の締結若しくは履行」及び「違法又は不当な財産の処分」はなく、これらのことにより福岡市に損害が発生しているとは認められませんでしたので、福岡市長に対して、請求人が求めている福岡市と組合との平成24年度自転車譲渡契約の解除及び新しい公募・契約方式の導入を行うよう勧告する必要は認められませんでした。

4 結論

以上のことから、請求人の主張は理由がないものと認め棄却します。

第5 福岡市長に対する監査委員の意見

再利用可能な自転車に係る現在の契約締結方法については、不合理であるとまではいえませんが、平成25年度以降の契約締結方法については、一般競争入札を原則とする地方自治法の規定や他の政令市の状況等を踏まえつつ、公平性の観点にも配慮し、検討されるよう要請します。